

- 名寄川の真勲別地点で流量が最も多い1,115m³/sのときに氾濫面積が251haで、堤防その他の河川改修がそれほど進んでいない昭和50年では949m³/sのときに氾濫面積が8haであるのに対して、昭和56年8月洪水で流量が602m³/sのときに洪水氾濫面積が1,265haと広くなっているのは、恐らく堤防が決壊したのではないかと思う。誉平の目標流量4,400m³/sは過去の流量を見ても妥当だと思うが、名寄川の目標流量1,500m³/sは高すぎると思うので、もう少し弾力的に考えて、他に分配するなどできないのか。
- (事務局)名寄川の目標流量1,500m³/sのうち遊水地での調節量を小さくするということは本川に負荷がかかることになり、今度は本川のどこかで洪水調節をしていかなければならないので、本質的な課題が解決されるわけではない。数字については確認する。
- 基本高水流量の1,800m³/sは仕方がないとしても、名寄川の目標流量1,500m³/sは高すぎるのではないか。
- 基本高水流量は大臣が決めたことで1,800m³/sとなっており、目標流量1,500m³/sは、ある一定の根拠で流域の流出計算を行って推定される数字であるので、これが大きいとか小さいという話にはならないと思う。なお、この数字をどう配分するかはあるが、施設で対応しなければ1,500m³/s出てくる。昭和56年8月洪水の誉平における氾濫戻し流量は4,400m³/sであり、この流量をもとにいろいろな雨で流域にとって一番危険な降雨パターンで計算すると名寄川の真勲別地点では、目標流量は1,500m³/sとなる。
- 昭和48年以降、河道を掘削したり、堤防を高くしたりしているので、それを考慮した目標を立てるべきではないか。
- 流下能力は別なことであり、降雨により流出する水を溢れさせないようにする必要がある。
- 基本方針の100年規模というのは根拠があるが、戦後60年とするとき、その根拠は何か。
- 戦後とは、ここでは既往最大といっているが誉平で既往最大の流量にあわせて、流域全体が危険な状態となることを想定して、今の整備計画目標流量を決めている。それ以降、整備が進んでいるという話は、河道でいくら流せるか、施設をどのくらい想定するかに関係するものであり、目標流量は治水の進捗状況とは関係ない。
- 誉平で目標流量4,400m³/sを設定して、そこから計算すると名寄川の真勲別地点では1,500m³/s流れるということか。
- 誉平で4,400m³/s流出するときに、降雨パターンによって誉平で同じ4,400m³/sであっても、ほかの場所ではいろいろな流量が出てくる。その中で流域内で危険な状態が名寄川の真勲別地点で1,500m³/sになったということである。
- 名寄川のその流量は計算上の数字であり、実際にそれほど流れるのか。
- 昭和48年は実績で真勲別地点は1,115m³/sとなっており、今回、計算している雨は、降雨パターンは昭和48年だが、雨量は多いもので計算している。
- 誉平は、昭和48年の降雨パターンを想定して決めているのか。
- 誉平も目標流量4,400m³/sとなるように、昭和48年の降雨パターンで雨量を決めて計算している。
- 名寄川も昭和48年の降雨パターンに合わせて、誉平が4,400m³/sのときに、真勲別地点で1,500m³/sになるのは計算のことである。実績としては、真勲別地点の最大は1,115m³/sであり、約400m³/s近い差がある。
- それは実績の最大流量は205mm/3日という雨に対してあって、整備計画の目標流量は大きな雨を想定して計画を立てている。
- 計算の内容はわからないが、必ずしも全部を取らなければいけないのか。
- 目標流量としては、流域住民が良いといふのであればこの20~30年間何もしないというのも選択肢の一つである。しかし既往最大の洪水に対し安全を保証するのが、国の最低限の役割と思っている。
- 計算で1,500m³/sが出てきたとしても、既往最大流量、氾濫面積の経過に最近の異常気象を加味しても、やはり少し高過ぎると思う。
- 高過ぎるかどうかはもっと客観的に評価してほしい。誉平の目標流量を低くするということは、低い安全度で良いということか。
- 誉平は実績として過去にこれだけ流れている。名寄川はそんなに流

れていない。降雨パターンは、いろいろあるわけで、必ずしもそれだけ流れるとは限らない。

極端な話としては、名寄川流域には全く雨が降っていない天塩川本川だけ出水があったという状態を想定して、過去の名寄川の実績としてはほとんど出水がなかったので放置しても良いという議論にはならないのと同じである。流域全体に目配りし、危険な状態を想定して計画は決めるべきである。

それでは過大な洪水対策が求められてしまう。やはり少し高過ぎるのではないか。

全体に目標流量を下げるというのであれば、雨量を小さくして真勲別地点の目標流量を1,115m³/sにすることもできるが、その代わり本流もずっと低い流量にしかならない、20~30年はその低い目標流量で我慢するしかなくなる。

治水対策案のケース2では遊水地の関係で1,400m³/sという設定をしている。

ケース2は目標流量に対して河道と洪水調節施設にどのように配分するかということなので根本的に違う。

ケース2は遊水地をつくる河道配分流量を1,400m³/sまで下げるということ。

目標流量を下げて遊水地で100m³/sを調節して配分を代えても良いのではないか。

名寄川の真勲別についても、誉平と同じように4つの降雨パターンで計算をしていて、昭和48年の降雨パターンを採用しているが、名寄川については昭和48年ではなくて、もう少し下がった値のパターンを取りということが可能ではないか。

この話については必要であれば再度事務局の方から説明をしてもらうことにして、次回はこの続きと、利水・環境について議論をしたい。また、有限の回数で終わらせることが目標なので今後も協力をお願いしたい。

「天塩川流域委員会」委員名簿

所 属	役 職	氏 名	
北方鳥類研究所 (財)日本野鳥の会旭川支部	代 表 支 部 長	○石川 のぶお 信夫	●
道北観光連盟 名寄市物産振興協会	事務局長 事務局長	いとうら さちと 井上 幸人	
てしおがわ土地改良区	理 事 長	梅津 和昭	●
北るもい漁業協同組合	専務理事	えひな 蝦名 修	
北海道工業大学工学部	教 授	岡村 優邦	
北海道大学大学院工学研究科	助 教 授	黒木 幹男	●
北海道カナディアンカヌークラブ	代 表	酒 向 勤	●
北海道大学大学院工学研究科	教 授	○清水 康行	●
士別市	市 長	田 菊子 すすむ 進	●
北海道大学大学院工学研究科	助 教 授	橋 治國	●
市立名寄短期大学生活科学科	教 授	辻 玲子	
旭川大学経済学部	教 授	出 羽 寛	●
北海道大学大学院農学研究科	教 授	長澤 徹明	●
けんぶら絵本の里を創ろう会 剣淵町議会	理 事 副 議 長	肥 田 照美	
天塩町	町 長	ほんだ 本 田 善彦	●
北海道大学北方生物園 フィールド科学センター 森林園ステーション南管理部	教 授	前 川 光 司	●
天塩川を清流にする会	会 長	やまと 山 口 研吉	●

〔○委員長〕〔○副委員長〕〔●第11回天塩川流域委員会出席委員〕
(五十音順、敬称略)

■第11回流域委員会までの議事要旨、委員会資料、天塩川流域委員会に寄せられたご意見等については、下記のホームページに記載しています。

(天塩川流域委員会事務局)



旭川開発建設部治水課内 TEL 0166-32-1111
旭川市宮前通東4155番31 FAX0166-32-2934
<http://www.as.hkd.mlit.go.jp/>

留萌開発建設部治水課内 TEL 0164-42-2311
留萌市寿町1丁目68 FAX0164-43-8572
<http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/>

天塩川 NEWS VOL10

『第11回天塩川流域委員会が平成18年2月7日に開催されました。』

【天塩川流域委員会とは?】

北海道開発局は「天塩川水系河川整備基本方針」に基づき、「天塩川水系河川整備計画(大臣管理区間)」を策定するにあたり、学識経験者等からご意見をいただくことを目的として「天塩川流域委員会」を平成15年5月30日に設置しました。



▲第11回天塩川流域委員会の様子

●第11回 天塩川流域委員会では以下のようなことが議論されました。

■主な意見

【議事要旨について】

第10回議事要旨案で「名寄川の1/10渴水流量を損なわない範囲で農業用水として使う許可…」となっているが、この表現では農業が渴水流量まで使って損なうようなニュアンスなので、流量を損なうという表現ではなく、1/10相当の渴水流量を基礎にして農業の利水計画が立てられていることがわかるような表現に修正するべき。
この部分を除いた議事要旨について承認いただき、この部分の表現については修正し、次回追加承認いただきたい。

【議事進行について】

流域委員会や委員長宛にたくさん意見が寄せられているので、これらの意見を踏まえ議論してほしい。その中には議事録を全文公開したほうが良いという意見があるが、これまで委員会で何回かかなりの議論をして、現在の議事要旨の形で進めてきており、今後もこのまま進めしていくことが良い。
議事要旨も分かりやすくなつたが、一般市民が委員会の全体の流れを把握するには全文の公開が一番良いと思う。
他にやはり全文公開がいいという委員はいるか。
他に全文公開した方が良いという意見の人がないので、今までの経緯を踏まえ議事要旨の形でいくことにしたい。
今回は前回に引き続き治水について意見交換し、ある程度の方向性を見出したい。その後利水、環境について意見交換し、次回以降になるかも知れないが、治水、利水、環境について全体を通してバランスの議論をしていきたい。前回、議論する項目について提案があり、これを見ながら議論を進めていきたい。
議論の進め方についてはそれでよいと思うが、治水・利水と進めて、環境の議論をして、また治水に戻るとか、繰り返しながら議論するということを確認したい。
環境まで行ったところでまた治水、利水を総合的に見ながら議論したい。

【天塩川水系河川整備計画について】

地役権設定をする遊水地の区域に、洪水が流入したことによる作物被害や、砂礫等が入って土壤資源が劣化した場合の回復については補償はなく、農業者が対応するということで良いのか。
(事務局)一般的に遊水地を整備するときに、地役権設定に対して一括補償して、その後は特に補償がないという事例が多い。

地役権設定時の補償以外に補償した事例はあるのか。また、1回の地役権設定に対する補償というの具体的にどういう形で算定されるのか。

(事務局)河川管理者が遊水地を設置するときは、一般的に設置時に地役権を設定して一括補償するという形になっている。地役権設定に対する補償は、全国的な事例としては、地価の3割程度となっているのが一般的である。

これまで氾濫により農地に被害があったときに、農家はどのように農地を回復したり、経済的問題に対応してきたのか。またそれに対して公的な補償や助成があるのかどうかを教えて欲しい。

作物については共済制度があるぐらいである。

共済制度は確かにあるが、遊水地となる土地が個人の所有地なのか、あるいは国所有で河川敷の一部のように扱われるかで対象となるかどうかが異なる。国の所有であれば共済制度の対象になるのは難しいのではないか。洪水により肥沃な土を持って行かれたり疊などが入ったりしてそれを復旧させるには大変なお金がかかるので、耕作放棄をしなければならない状態になると思う。

農地の今までの洪水被害の対応経験と全国的な事例の資料を調べて欲しい。

(事務局)地役権は個人の土地のまま権利を設定し、それを設定したことに対する対価を補償することになる。平常時は営農可能であるが、洪水を受け入れることを前提とした営農をすることになり、洪水のときは補償されない。

遊水地の土地が個人の所有地のままであれば、共済制度の対象になると思う。

共済制度は農家の人たちが積み立てる制度で、遊水地も対象になると理解した。遊水地で堤防を低くして越流させた場合も疊などが流れ込む可能性はあるのか。

直接破堤した場合に比べれば少ないが、川の置かれている場所によって、当然入る場合もあるし、越流後の処理の仕方によっては、その部分が掘れて地下の砂礫が拡散することも考えられる。遊水地として利用するためには、穏やかに水が広がっていくような施設にすることが必要であり、その場合でも、川から直接流れ込むものが全くないとは思わない。

共済で補償される以外に公共の補償というのは、市や町それとも国となるのか。

- ・共済組合があり、組合員で賦課金を払って、作物ごとにどこまで補償するかの率を決めておいて、それに則って補償が行われる。
- ・市の災害対策本部の委員長であり、災害の被害の調査を行っている。水害などの災害に備えて農業共済組合があり、それには普段から加入者が掛金をかけて、一部国からも資金が入っていると思うが、災害を受けたときに適用される制度である。それ以外に市が直接的に助成することもあるが、まずは農業団体として共済組合制度で対処する仕組みになっている。
- ・剣淵町では、水害で農業被害が出た場合はごくわずかであるが助成制度をたまたま措置することはあるが、これは各市町村で違うと思う。
- ・中下流域で遊水地を設けた場合、そんなに礫が流れ込むことはなく、大きな障害になることはないという印象を受けた。また、水害防備林によって洗掘を防いだり洪水の流れを緩やかにして被害を防ぐ方法もあると思う。礫や倒木が流れ込むと大変なことになるが、緩やかな洪水で微細な土砂が流れ込むと、逆に農地が肥沃になることは考えられないのか。
- ・中下流では、土砂、礫の心配はないが細かいシルト、ヘドロが心配である。
- ・収穫になる部分に対する補償はあるが、洪水時には農地が土砂に埋つたり農作物がほとんど倒れたりする。急流地域での遊水地は流水が穏やかな状態であることは考えにくく、表土が流されるなどいろんな被害が出てくると思う。その後始末がすべて個人にかかるとしたら、大変であり、当事者でなければわからないと思う。
- ・せっかく土作りをしてきて、しかも柔軟な感じの土で作物を育てる環境を作ってきたのに、一度洪水が入ってくると大変なことになると思う。畑ならなおさらである。肥沃な土が水で流されることになる。遊水地について長く議論する必要はないのではないか。
- ・北海道では苦労して作物を作ってきた歴史があるが、洪水になったときに遊水地の中にある農地を個人個人の努力で回復することができるのか。仮に遊水地にするのであれば、そこは個人で扱える土地ではなく、国が面倒を見る施策も必要となってくるのではないか。
- ・遊水地内に浸水して被害があったときに国で全面的に補償する制度にはなっていないのが現状である。
- ・補償するような制度を検討する余地がないかどうか。また、これまで本州やその他の遊水地で農地の被害があったときに、どういう仕組みでどのように農地の回復をしてきたのか、実例の資料を出してほしい。
- ・牧草地に水が入ると3年間は農作物が獲れないという議論が出たが、実際にこの洪水のあと、あるいはそのほかの事例で原状回復はどのようになっていたのかを調べてほしい。
- ・中川町より下流は牧草地が多く、洪水で砂や色々なものが農地に入ると、2~3年は牛を入れることも牧草を刈ることもできない状況にあると思う。
- ・採草地とする前は、天塩川が氾濫すると、サロベツ地区は3日、4日ほど水がつき、本川に水が出来るのを遅くしていたということを地元の方から聞いており、平成13年9月の洪水のあと農家はどのような苦労をしたのか、共済金は出たのか、どのように農地を回復していくのかを調べて欲しい。
- ・(事務局) 平成13年の洪水氾濫は内水氾濫であり、遊水地の場合は外水をこぼすことが目的である、水の質が違うものと考えられる。昭和56年の洪水は内水氾濫と外水氾濫が混在しており、これ以上細かく仕分けるのは難しい状況である。現時点では流下能力は貢献別付近で1,200m³/sであり、その上流の少ない所で約7~800m³/sの流下能力がある。流域の治水対策としては、暫定地点で戦後最大流量となった4,400m³/sを対象に実績の各降雨パターンでチェックした結果、名寄川の真駒内地点の目標流量は1,500m³/sとなり、現状ではまだ安全ではない。
- ・(事務局) 一般的に全国の遊水地の事例では、本州は兼業農家が多く、北海道は専業農家が多く、遊水地が農業経営に与える影響は同じではないのが特徴である。また天塩川流域の堤防は高さはほぼ足りているが、部分的に幅が不足しているので目標とする計画洪水に対しては安全ではないので拡幅しなければならない。一方、本州の事例ではもともと堤防が無く普段から水がつくところを周囲堤で囲うことで、洪水調節を行うとともに幾分安全度も上がり営農にプラスになる事例が多い。天塩川では既に高さのある堤防を切り欠くため洪水が入る頻度が高くなることを前提に農業経営が可能かどうかということになってくる。
- ・他の遊水地の資料を出してもらったほうが良い議論ができると思う。
- ・(事務局) 資料を整理したい。
- ・千歳川の遊水地の資料も出して欲しい。
- ・(事務局) 千歳川の遊水地は非常に勾配が緩く容量がとりやすく、天塩川の山間地区に遊水地を造るのは違っている。千歳川の整備計画についてはホームページで公表されているので、次回資料として配布できる。
- ・各委員それぞれの立場で大事な発言をしていると思うが、地元に住む者として、整備計画についてダムにするのか遊水地にするのか、3つの案が提出されているが、次回あるいはその次の回に一度きっちり結論を出さないと前に進んで行かないと思う。どこかで目途をつけてほしい。
- ・毎回色々な問題の資料を求めて議論をしてまた資料を求めるこの繰り返しだあるが、それで本当に良いのかと懸念している。治水については遊水地とダムに意見が二つに分かれているが、遊水地を造って広大な農地を犠牲にするよりは、万が一の災害のときだけ避難したり、水害の可能性を周知させておくほうが良いということだけではないか。利水については名寄市の水道水を確保するためにダム以外に方法がないのであれば、自然環境に与えるマイナス部分をいかにフォローアップし最小限に抑えていくかという議論に集中すべきである。
- ・この地域に新しいダムを造ることには慎重であり、色々なデータや他の地域の情報も知って、疑問を晴らしたうえで、最終的な結論を出したいと考えている。
- ・一つ一つ方向性を見いだして必要があれば戻るというように議論を進めるなどを冒頭で合意した。したがって、今、遊水地に対して強い懸念が地域から出されており、治水の3案の中ではダム案が優れているという結論だと思うので、次に環境について議論をしたほうが良いと思う。また、資料の要求についてはインターネット等で閲覧できる様なものは事前に各委員が調べて、会議に臨むのが基本であり、どうしても入手することができないものについて、事務局で資料を調べるのが基本的な態度であるべきと思う。
- ・行ったり来たりの議論が多いので、日程を立てた通りに進むよう一定方向に整理しながら議論をしてほしい。
- ・上流では水田など耕作地帯なので遊水地を造るには大変な問題があると思うが、中流・下流には可能な場所があるか一度調査してはどうかと思う。
- ・治水に限ってでも良いが、一定の指向性を出してはとの提案に対して意見はないか。
- ・環境を含めて治水、利水の論議を行うためには、とことんまで理解した上で結論を出したい。一通り環境まで議論したあとで何で行ったり来たりすることが必要であり、一度決めてしまう時期ではない。淀川では100回も議論しており、そこまで必要とは言わないが、まだ全然足りないと思う。
- ・流域13市町村では開発局に河川改修やダム建設、旧川の整備について7項目の要請をしており、天塩町及び町議会もダム建設を要請している。しかし、漁協の代表者から、ダム建設について賛成ではなく理解ができないというような表現で意見が出されていて戸惑っているところであり、今後開発局から漁業者に対して十分説明をしてほしい。天塩町としてはこれまで開発局にこのような要請もしていることから、治水対策についての考え方はある程度決まっている。
- ・今までの流れから見ると、ダム案と遊水地案の意見がみなさんの中である程度明らかであり、議論は堂々めぐらでこのまま平行線で進むと思われるので、どこかで接点をみつけどちらかに選択せざるを得ないと思う。選択した後にその一つの結論に基づいて環境保護の観点や治水・利水のあらゆるところから、折り合いをつけながら検討を深めることができて欲しい。
- ・拙速は避けるべきではあるが、住民の安全とか財産の保全等の差し迫った対象があるので、急ぐに越したことではないと思う。会議の進め方にについては、繰り返しの部分があつても良いが、必ず本論に戻す進め方が効率的だと思う。資料については、先ほどの意見同様、自分で調べて勉強すべきであり、遊水地の事例は個別にそれぞれの事情があり、参考にしても有効だとは思わないし、自分で調べることも出来る。ただ、前例として遊水地の中に洪水を入れた後のリハビリにどのようなことがあったのかは知り得ないので、行政の方で調べてほしい。
- ・資料については、例えば千歳川流域の議論や費用対効果の情報がオープンにすることで議論がもっと早く進むと思う。また、毎回テーマに沿って議論するようになり、中身が具体的になってきたので方向性を探ることもしやすくなっていますが、無理とは思わないが、治水、利水、環境などある程度戻りながら議論するしか今は思っていない。
- ・治水対策はこの土地の住民が楽しく永く住めるような環境になるものであつてほしいので、3案のうちから地元の方が選ぶべきであり、その選んだ内容に対し、環境としてはこういう事が考えられるということを話すことができれば良いと思う。既存のダムにしても渇水期の貯水量が足りなくなるのであれば、もう少し大きいダムにできないのか。この流域の人たちが遊水地となる土地で、自発的に農業をやろうという人がいるかどうかということも含めて考えると、選択肢は自ずと絞られると思う。
- ・遊水地の考え方は否定しないが、今問題となっている名寄市から上流側の治水として、遊水地は難しいのではないか。一つの結論に基づいて折り合いをつけながら、検討を深めるという意見のように進めてほしい。
- ・これまでの意見としては、議論が全然足りないし資料も納得いくまでもっと出してもらいたいという意見と、大分議論は進んでおり災害防止の緊急性やいろいろな観点からそろそろ方向を見いだしていった方が良いという意見に分かれている。何とか折衷案のようなものが得られる方法はないか。
- ・学術的な見地から議論を展開している委員もいるし、私のように小さいときから天塩川を眺めながら育ってきた委員もいる。専門的な議論が展開された場合、聞き役に回りながら議論が深まる中、勉強させてもらっている。しかし、いつぐらいにこの流域委員会の結論を出すということを考えておく必要があると思うが、それが全く見当がつかないところに当惑している。
- ・前回あたりから、治水、利水を中心の中身の議論に入ってきたところで、この後環境が出て、それをどう調整するかの議論となる。ダム案や遊水地案はそれぞれにメリット、デメリットがあり、そういう問題点をできるだけ浮かび上がらせる議論に入ってきた段階で、いきなり環境や維持等の議論も行ったあとで、全体をどう調整していくかという段階にならぬか。
- ・治水、利水については議論されているが、環境についてはまだ十分議論されていない。例えば、治水面で見ると遊水地案は難しいが、環境面でダム案については十分議論されていない。まだまだ議論の入り口であり、いろいろな角度からの議論が必要でまだ急ぐべきではないと思う。
- ・正確でなくても良いが、回数がある程度見えると良いのではないか。
- ・開発局としていつまで議論をするのかの腹づもりがなければならないと思う。名寄市の水道用水の確保については13年間も要望を繰り返しており、流域13市町村の議会も含めてダム建設の議決を行っている。遊水地とダムの選択については、水不足という大事な問題を避けずに、議論をすべきである。
- ・この委員会では、少数意見も含めていろいろな意見を出し合って、その結果を委員長、副委員長がまとめて、河川管理者に提言していくことで進めてほしい。全部の意見をこの場で賛成、反対を決めるとか、この意見が入らなかったら駄目だとかではないと思う。
- ・それぞれの考え方をつき合わせて、心配なことをまとめ際に整理しておくのがこの流域委員会の役割であり、諮詢と答申の形ではないと思う。
- ・今日委員長が全員の意見を聞いたことにより、大体の意見分布がわかったので、治水に関してはその方向で一応議論をベンディングにしておき、次にその方向において利水、環境の議論に進めてほしい。次回遊水地の資料を事務局に整理してもらい、だいたいの意見分布を前提に利水、環境の議論を進め、ある一定の結論に至ってほしい。
- ・3案については治水、利水の議論ばかりで、環境はほとんど議論していないので、魚の話も含めて平等に意見を数回で出して、それを1つの参考意見として委員長の方でまとめてほしい。
- ・治水については基本的な問題は出てきていると思うが、環境の問題については、手つかずの状態であり、利水、維持管理などの問題もある。ここで何らかの方向性を決めるのではなく、回数はもう少し進めてみたいとわからないと思う。
- ・この委員会で決を採るものでないと思っているが、整備計画を作ると同時にどちらかがベースになっているのかをある程度決めておかないと、全体像を作れないのではないか。
- ・整備計画は、最終的には河川管理者の方でとりまとめるものであり、委員会はそれに対して意見を述べるものなので、その意見が分かれても構わないと思う。
- ・環境は、検討の流れに対して注意すべきことを出せば良いのではないか。
- ・問題点を煮詰めるためには資料が必要であり、今、具体的な内容を検討し始めたところなので、その段階で方向を決めてしまうのは乱暴だと思う。
- ・いつまでこの委員会が続くのかといった不安が一部の委員にあると思う。回数を区切るのは良くないが、不安に対してあえて言うとすれば利水と環境を2回ずつ行って、あと4回位は必要だろうか。
- ・どこまで話し合えば満足して良いのか際限が無い気がする。その見極めを誰が裁くことになるのか。
- ・この辺で良いという意見と、一方で全然足りないという意見とがあるときにどうしたらよいのかという感じがする。
- ・その場の問題にもよるが、やはり多数決しかないと思う。次のステージに移っていくとなったら、委員長が頃合いを見て了解を得ながら進めていくしかないと思う。
- ・具体的な回数は決められないが、有限の回数で利水、環境と議論していきたいと思う。まだまだ足りないという意見ともうそろそろ良いという意見があったときにどのようにするかはまだわからないが、もう少し様子をみていただきたい。
- ・委員会嘱託の新しい辞令をいただいたが、この期間内で終わらせるような目標を立ててはどうか。
- ・せっかく遠い所から集まっているので、もう少し時間を延長して議論した方が良いのではないか。
- ・委員会の時間を長くすれば良いというものでもない。
- ・(事務局) 回数については、専門の立場から意見をいただいて、とりまとめてもらいたいので、特段何回でということはない。昨年の12月を1つの目途としてきたが、委員長がもう少し時間が必要とされて委員会嘱託の任期は1年延期したが、整備計画は流域住民の安全・安心、生活に関わることなので、出来るだけ速やかにとりまとめて頂きたいと考えている。一つの目途としては年度内の3月と思っている。